



様式第三号（第三条関係）

年 月 日

総務大臣（総合連携局長・特種総合連携事務局長） 殿

合併存続特別民法法人の名称  
代表者の氏名 印

合併消滅特別民法法人の名称  
代表者の氏名 印

合併認可申請書

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第96条第1項の規定による合併の認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

- 1 合併する特別民法法人の名称並びにその事業所の所在地
- 2 合併後存続特別民法法人の名称並びにその事業所の所在地

（備考）

- 1 併結のときは、日本企業番号4桁を記入すること。
- 2 この規定は、合併する特別民法法人の合併の届出が同時にあって、これらの特別民法法人が合併して存続する場合は適用されず、併結である場合は適用される。
- 3 併結の場合、合併する特別民法法人の合併の届出が同時にあって、併結である場合は適用される。
- 4 正たの合併の届出は、合併の届出と同時に提出しなければならない。
- 5 本表の記載は次のとおりである。
  - ① 合併の届出書
  - ② 合併する特別民法法人の名称
  - ③ 合併後存続特別民法法人の名称
  - ④ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
  - ⑤ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
  - ⑥ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
  - ⑦ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
- 6 一つの合併の届出に、2以上の特別民法法人の合併に関する場合は、合併後存続特別民法法人の名称と代表者の氏名を記入し、すべての合併後存続特別民法法人について、前記5.の1の合併の届出書の提出を要する。

様式第四号（第三条関係）

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第96条第1項の規定による合併の届出は、合併の届出と同時に提出しなければならない。

合併存続特別民法法人の名称： \_\_\_\_\_

（単位：円）

	合併後(A)	合併後(B)	合併後(C)
資本金の額	①	②	③
定款の額	④	⑤	⑥

- （備考）
- 1 併結のときは、日本企業番号4桁を記入すること。
  - 2 この規定は、合併する特別民法法人の合併の届出が同時にあって、これらの特別民法法人が合併して存続する場合は適用されず、併結である場合は適用される。
  - 3 併結の場合、合併する特別民法法人の合併の届出が同時にあって、併結である場合は適用される。
  - 4 正たの合併の届出は、合併の届出と同時に提出しなければならない。
  - 5 本表の記載は次のとおりである。
    - ① 合併の届出書
    - ② 合併する特別民法法人の名称
    - ③ 合併後存続特別民法法人の名称
    - ④ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
    - ⑤ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
    - ⑥ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
    - ⑦ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
  - 6 一つの合併の届出に、2以上の特別民法法人の合併に関する場合は、合併後存続特別民法法人の名称と代表者の氏名を記入し、すべての合併後存続特別民法法人について、前記5.の1の合併の届出書の提出を要する。

様式第五号（第四条関係）

年 月 日

総務大臣（総合連携局長・特種総合連携事務局長） 殿

合併存続特別民法法人の名称  
代表者の氏名 印

合併後指定届出書

合併の届出を行ったので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第96条第2項の規定により、発効事項届出書を提出して届け出ます。

- （備考）
- 1 併結のときは、日本企業番号4桁を記入すること。
  - 2 この規定は、合併する特別民法法人の合併の届出が同時にあって、これらの特別民法法人が合併して存続する場合は適用されず、併結である場合は適用される。
  - 3 併結の場合、合併する特別民法法人の合併の届出が同時にあって、併結である場合は適用される。
  - 4 正たの合併の届出は、合併の届出と同時に提出しなければならない。
  - 5 本表の記載は次のとおりである。
    - ① 合併の届出書
    - ② 合併する特別民法法人の名称
    - ③ 合併後存続特別民法法人の名称
    - ④ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
    - ⑤ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
    - ⑥ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
    - ⑦ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
  - 6 一つの合併の届出に、2以上の特別民法法人の合併に関する場合は、合併後存続特別民法法人の名称と代表者の氏名を記入し、すべての合併後存続特別民法法人について、前記5.の1の合併の届出書の提出を要する。

様式第六号（第五条関係）

年 月 日

総務大臣（総合連携局長・特種総合連携事務局長） 殿

特別民法法人の名称  
代表者の氏名 印

最初の評議員の選任に関する理事の定め

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律第96条第3項の規定により、最初の評議員の選任に関する理事の定めについて認可を受けたいので、下記のとおり申請します。

記

最初の評議員の選任に関する理事の定め

- （備考）
- 1 併結のときは、日本企業番号4桁を記入すること。
  - 2 この規定は、合併する特別民法法人の合併の届出が同時にあって、これらの特別民法法人が合併して存続する場合は適用されず、併結である場合は適用される。
  - 3 併結の場合、合併する特別民法法人の合併の届出が同時にあって、併結である場合は適用される。
  - 4 正たの合併の届出は、合併の届出と同時に提出しなければならない。
  - 5 本表の記載は次のとおりである。
    - ① 合併の届出書
    - ② 合併する特別民法法人の名称
    - ③ 合併後存続特別民法法人の名称
    - ④ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
    - ⑤ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
    - ⑥ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
    - ⑦ 合併後存続特別民法法人の代表者の氏名
  - 6 一つの合併の届出に、2以上の特別民法法人の合併に関する場合は、合併後存続特別民法法人の名称と代表者の氏名を記入し、すべての合併後存続特別民法法人について、前記5.の1の合併の届出書の提出を要する。